

② 広報委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第②項の広報委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の活動の全容を、本会会員やマスコミを含めた卓球関係者並びに一般の方々に、迅速に正しく伝達する。
2 活動内容の積極的なPRを行い、本会のイメージアップを図ると共に、卓球の普及と会員増大の為の広報活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため以下の活動を行う。

- 1) マスコミとの円滑な情報交換
 - ① 各種大会に関わる記者発表の計画・実施。大会記録・コメント等の迅速な情報交換。
 - ② 記者懇談会の計画・実施等を通じて、マスコミに本会の活動を積極的にPRする。
 - ③ 主要会議後の記者会見等マスコミへの本会活動の積極的な情報提供。
 - ④ その他、マスコミに対する卓球のPR活動全般。
- 2) 会員及び卓球関係者並びに一般の方に対し大会結果等、迅速且つ正確な情報提供
 - ① 本会ホームページの充実と更新及び管理。
 - ② 本会主要大会の試合結果速報等の情報活動を行うと共に、インターネットによる記録速報システムの構築を推進する。
- 3) 強化本部との連携を密にして、日本代表チームの活動を積極的にPRしていく。
- 4) 効果的なインターネットの活用による情報活動のスピードアップと効率化を推進

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～3名
- 3) 委員 若干名

(委員とは別に、専門家をアドバイザーとすることができる。)

(委員選出)

第5条 委員長、副委員長および委員の選出は、本則第5条に準拠する。

- 2 委員長が推薦する副委員長および委員は、本会の活動を正しく理解し、マスコミと広く情報交換ができるものが望ましい。

(活動)

第6条 本委員会の活動を遂行するため以下の具体的な活動を行う。

- 1) 国際大会、主要全国大会の開催に関する記者発表（マスコミが関心を持つ情報提供）及び日本代表選手（チーム）の記者会見など。
- 2) 記者との定期的な情報交換会の実施（年2回程度）、その他必要に応じ随時開催。マスコミに本会の活動を積極的にPRする。
- 3) 運営会議、理事会などの主要会議後の記者会見（担当役員ほか関係者出席）による情報提供及び意見交換。
- 4) マスコミ各社への国際大会、主要全国大会の迅速な大会記録・コメントの提供。
- 5) 主要全国大会開催にあたり主管団体に対して広報マニュアルを作成し提供する。
- 6) 本会のホームページを活用し、国際大会、主要全国大会の大会記録を会員及び関係者並びに一般の方に対し、迅速且つ正確に情報提供する。
- 7) 本会の主要大会へ広報委員を派遣し試合結果の速報等の情報活動を行うと共に、インターネットによる記録速報システム構築の支援を行う。
- 8) 強化本部との連携を密にした日本代表チームのPR。
- 9) 効果的なインターネットの活用により、ITTFの情報収集、主要会議の報告、各委員会の活動のPR等、本会ホームページの充実と迅速な更新・管理を行う。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。